

平成28年12月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成28年12月16日（金） 午前9時30分

2 出席委員

荒川由美子	委員長
三浦溥太郎	委員長職務代理者
森武洋	委員
小柳茂秀	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	阪元 美幸
教育総務部生涯学習課長	高木 厚
教育総務部教職員課長	福島 淳
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	伊藤 学
学校教育部教育指導課長	佐藤 昌俊
学校教育部支援教育課長	丹治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤井 孝生
学校教育部スポーツ課長	三橋 政義
中央図書館長	山口 正樹
博物館運営課長	佐藤 明生
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	武田 仁

4 傍聴人 4名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に小柳委員を指名した。
- 日程第3 委員長の選任については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成28年11月12日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、来年度の小学校入学に備えて、新1年生予定者に対する就学時健康診断が各校あるいは複数校合同会場で行われています。全ての児童が健康で新たな学校生活を迎えてほしいと願っております。

次に、11月23日の祝日に、諏訪小学校を会場として開催したYOKOSUKA English World2016についてです。このイベントは学校外においてネイティブスピーカーこれは各学校のALT及びFETでございますが、との活動の中で、外国語、英語を通じてコミュニケーション能力の素地を養うためのイベントとして開催し、今回で4回目になります。

公募により集まった市立小学校5、6年生の児童約100人が、1、2校時目と3、4校時目の時間帯で2回に分け50人ずつ米海軍基地内のサリバンスクールの児童とペアを組み、工夫を凝らした4種類のブースを回って活動を行いました。言語や文化の違いを超えて、ともに活動するためのコミュニケーションを学ぶよいきっかけづくりとなる横須賀ならではのイベントと感じております。

24日木曜日には、県下の小中学校が校種を超えて組織する県学校視聴覚教育研究協議会と県放送教育研究協議会が合同で研究大会が開催されました。午前中は総合高校Cホールでの基調講演、午後は会場を移し、小学校は明浜小学校、中学校は野比中学校で公開授業及び協議、さらに各3分科会での討議が行われました。県下各地から集まった教員により、これからの視聴覚教育、放送教育、情報教育によって、確かな学びを育むための教育メディアの活用についての論議が交わされました。

12月11日日曜日には、長井海の手公園・ソレイユの丘周回コースで第71回市民駅伝競走大会を開催いたしました。昨年度から会場をここに移したことで、自動車や自転車が通行していないことにより、走者の安全が格段に向上したことで、従来からの一般3部門に加え、中学校男子、中学校女子の2部門を加え

て、さらに参加しやすい大会になり、98チームのエントリーがあり、当日は93チームが出走いたしました。競技者から市民ランナーまでレベルの差はあれ、5区間でつなぐたすきが参加全てのチームで引き継がれ、危険もなく、また好天にも恵まれ、市民の大会にふさわしいすばらしい大会となりました。

なお、第4回市議会定例会が11月29日から12月14日までの16日間の会期で開催され、本委員会関連の議案、報告事項についても審議され、可決・承認いただきました。

11月定例会で議決された社会体育行政移管に対する条例制定議案についても、前回臨時会でご審議いただき作成した議長からの意見照会に関する本委員会委員長の回答文が添えられ、行政組織に関する業務を所掌する総務部を所管する総務常任委員会で審議され、また本委員会を所管する教育福祉常任委員会で報告し、可決・承認されました。

また、前回第3回定例会で設置をされた中学校完全給食実施等検討特別委員会も開催され、前回審議以降の検討状況等について報告をいたしました。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第53号『教育長の臨時代理による事務の承認について』

日程第2 議案第54号『教育職員手当等支給規則中改正について』

委員長 一括議題とすることを宣言

(教育総務部長)

議案第53号『教育長の臨時代理による事務の承認について』(市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与に関する条例中改正)及び議案第54号『教育職員手当等支給規則中改正について』についてをご説明いたします。

初めに、議案第53号からご説明いたします。

恐れ入りますが、資料の1ページをご覧ください。

この教育長の臨時代理による事務の承認については、本市教育職員の平成28年度の給与改定の実施に係る事務を教育長の臨時代理により執行し、11月29日に市議会に議案として提出いたしましたことを、教育委員会に改めて議案として提出し、ご承認いただくものであります。

なお、こちらの議案は12月14日の市議会本会議において可決をされております。

す。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。

こちらの条例改正は、本市一般職員が平成28年人事院勧告に準じて給与月額を引き上げ、改定することに伴い、本市教育職員につきましても平成28年神奈川県人事委員会勧告に準拠した額で給料月額を引き上げるため、教育職給料表及び中学校任期付教育職給料表に係る別表第1及び別表第2を改正するものであります。給料表の改定率につきましては、平均0.15%の増となっております。別表第1及び別表第2については、2ページから11ページに記載をさせていただきます。

続きまして、11ページをお開きください。

改正附則1についてであります。この改正後の条例を公布の日から施行し、平成28年4月1日にさかのぼって適用することを定めるものであります。

続いて、12ページをお開きください。

改正附則2についてであります。改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いである旨を定めるものであります。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

続きまして、議案第54号についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

こちらの教育職員手当等支給規則中改正につきましては、先にご説明いたしました市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案が、12月14日に市議会本会議で可決されたことに伴い、教育職員手当等支給規則を改正するものであります。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。

この規則改正は、教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額を平成28年度の教育職給料表の改正と給与支給にあわせて平成28年4月にさかのぼって引き上げるため改正するものであります。教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額とは、総括教諭が教頭に昇任した際に、教頭の給与が総括給与を下回ることはないよう、教頭の給料月額に加える額のことです。この改正によって、総括教諭が教頭昇任時の給料の逆転を防いでおります。

なお、この改正後の規則は公布の日から施行し、平成28年4月1日にさかのぼって適用いたします。

以上で、議案第54号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(森武委員)

内容については問題ないと思うのですが、遡及してということで、4月からの引き上げなので差額分が発生していると思うのですが、それはいつごろ支払われるのか、あるいは支払われたのでしょうか。

(教育総務部長)

市の職員の給与改定とあわせて把握をして一括して支払うこととなりますので、12月下旬には確定しております。

(森武委員)

わかりました。ありがとうございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第53号及び議案第54号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『パブリック・コメント手続の結果について』

(教育政策担当課長)

パブリック・コメント手続を実施いたしましたので、ご報告をいたします。

恐れ入りますが、お手元の資料、報告事項1、横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版(素案)についての1ページをお開きください。

まず、市民等からの意見の集計結果についてです。

1のパブリック・コメント手続は、平成28年10月11日火曜日から11月9日水曜日の期間で実施いたしました。

2の提出者数と意見数ですが、提出者数は444人、意見数は114件です。

3の提出方法別の人数は表のとおりです。

4の項目別の意見数ですが、1の学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方の(2)適正規模について2件、(4)規模及び配置の適正化の方策について2件、(5)通学区域制度の弾力的運用について1件、2の学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策の(1)検討のための基準について2件、(2)検討・実施の手順について2件、3の特に配慮することの(4)財政的な観点について3件、その他としまして102件で、合計114件の意見をい

いただきました。なお、その他102件の意見の大半は追浜小学校の存続についてでした。

2ページをご覧ください。

2ページ以降は意見の概要と市の考え方について掲載しておりますので、その中から幾つかご説明させていただきます。

まず、1の学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方の(2)適正規模についてのナンバー1の意見の概要ですが、適正規模校がより高い教育効果が得られると考えるのであれば、その事実や根拠を示すべきで、高い教育効果が得られるかどうかは学校規模ではなく、教育にいかにより多くの資金と熱意を注ぐかにかかるという意見です。

市の考え方としましては、学校は知識や物事を習得するだけでなく、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身につける場でもあるため、ある程度の規模が必要であるとの観点から、より高い教育効果が得られると考えているとしています。

4ページをお開きください。

(5)通学区域制度の弾力的運用についてです。学校選択制が廃止されるのか、学校選択制があれば、学校間の質の競争になるのではないかという意見です。

考え方ですが、学校選択制については検証を行い、今後のあり方を検討した結果、廃止する方向で検討しているため、全文を削除したとしています。

続きまして、2、学校規模配置の適正化の検討・実施に当たっての方策の(1)検討のための基準についてです。

ナンバー1は、クラス替えがそんなに重要であるとは思えないという意見ですが、ナンバー2は子どもたちが成長していく過程でなるべく多くの子ども、教師、大人と接触でき、交わることができる機会を与えるべきであり、その観点から過小規模校・小規模校はなくすべきであるという意見です。

考え方としましては、子どもが多くの人とかかわることは重要であること、適正化の検討の際には地域別協議会を開催し、合意形成を図りながら検討を行っていくとしています。

5ページをお開きください。

(2)検討・実施の手順についての①「小中学校配置適正化実施計画」の策定についてです。

ナンバー1、ナンバー2ともに追浜小学校区の、主に地域の方々から署名の形で提出されましたので、件数の下の括弧内に提出者の人数を記載しています。ナンバー1の意見の概要は、以前、地域別協議会を開催して結論が出た地域や合意形成ができなかった地域は、今回の実施計画から除外することを明記すべ

きであるという意見です。

考え方としましては、本素案は横須賀市全体の考え方を示したもので、個別の地域を除くことは考えていないこと、またナンバー2の審議会に対象校の各関係者を委員として参加させることや、審議会は2回ではなく十分時間をかけるべきなどの意見につきましては、審議会はさまざまな立場の代表者により、横須賀市全体について審議しており、審議会の開催回数については必要に応じて増やすことも考えているとしております。

6ページをご覧ください。

3、特に配慮することの(4)財政的な観点については、6ページから7ページまでになりますが、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」検討するとあるが、そのとおりであり、そうでなければならない。財政上の理由から学校の統廃合を行おうとしているのは看過できないとの意見や、学校教育施設に関しては、経済合理性に偏重した議論がなされるべきではなく、慎重に対応していく必要があるという意見です。

考え方としましては、本素案は教育的観点から策定したもので、財政的な観点のみで適正化を図っていくものではないとしています。

7ページをお開きください。

その他としまして、参考資料について、8ページ、9ページには全般的な意見について掲載しています。

10ページをご覧ください。

追浜小学校についてです。ナンバー1の意見は先ほどと同様で、署名の形で提出された意見のため、件数の下の括弧内に提出者数を記載しています。

概要としましては、以前行った追浜地域の地域別協議会の意見の尊重と、追浜地区の4校体制を維持したいという意見です。

考え方としましては、素案は横須賀市全体の適正化の考え方を示したもので、個別の地域についての統廃合等の適正化の方策を示したものではないこと。追浜地域においては、浦郷小学校の児童数の増加という大きな変化があるので、地域別協議会を開催することを検討していくことを示しております。

以下、13ページまでは追浜小学校についてで、14ページには桜小学校、汐入小学校、沢山小学校について。15ページが荻野小学校についての存続を希望する旨の意見を掲載していますが、素案は横須賀市全体の適正化の考え方を示したものであり、今後の適正化を検討する際の参考とさせていただく旨の考えなどを示しております。

そのほか、資料といたしまして、パブリック・コメント手続の意見募集と基本方針の改定版(素案)を添付させていただきましたので、参考にご覧いただけたらと思います。

なお、今後の予定としましては、1月の中旬にパブリック・コメント手続の結果を公表し、1月の教育委員会定例会におきまして、基本方針改定版の議案を審議していただきたいと考えております。その後、3月の市議会定例において、パブリック・コメント手続結果と基本方針改定版について一般報告を行う予定です。そして、平成29年度に実施計画について検討し、策定をいたします。

以上で報告を終わります。

(小柳委員)

大変基本的な質問で恐縮なんですけれども、1ページ目にある2のところ、提出者数と意見数というところで、提出者数が444人もいるのに意見数が114という落差はどういうことなんですか。

(教育政策担当課長)

普通は1の方が2件とか5件とかになりますので、意見の方が多いというのが一般的であると思うのですが、先ほど説明のときに申しましたように、例えば、5ページなどに1件で221人と記載してありますが、署名の形で、要はプリントアウトされたところに、署名を書かれたものが200出てきているので、提出された人数といたしましてはその人数をこちらのほうに挙げさせていただきました。

(小柳委員)

ありがとうございます。

(森武委員)

そうしますと、ただいまの質問に関連することなんですけれども、221名で1件というのが2つございまして、それ以外の10ページのところには1件で200人という、ちょっと人数が違うのがあるんですけれども、これは、そうしますとそれぞれを、人数のほうはそれぞれの人を組み合わせると合計の数にして、件数のほうはそれで一件一件ということで、合計3件ということにされたのでしょうか。

(教育政策担当課長)

実は、2種類の署名がございまして、1つの署名は2つの項目があり、それが221人のほうでございまして、そして、もう1つのほうは1つの内容で署名がございましたので、そういう意味で数を足すと600とかになってしまうんですが、221を1案件と考えて、なので221人ともう1つは、200人のもので、合計人数と

しては444人になるということでございます。

(森武委員)

221と200なので421人だと思うんですけども、その200名の方と221名の方というのは全く別で、重複している方はおられないという理解でよろしいわけですか。

(教育政策担当課長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

わかりました。

報告事項（2）『平成28年度新指定重要文化財の諮問について』

(生涯学習課長)

報告事項（2）『平成28年度新指定重要文化財の諮問について』ご報告させていただきます。

来年1月13日に開催予定の文化財専門審議会において、教育長から文化財専門審議会委員長宛てに、今年度、新たに指定重要文化財として指定すべき文化財について諮問をいたします。

諮問の対象とする文化財は、資料に記載の2件です。

1件目は、有形文化財、彫刻としての木造、地蔵菩薩坐像です。構造は寄木造、眼球はガラス製の玉嵌、肉身部分は金泥、着衣部分は黒漆塗りの木造彫刻です。所在地は大矢部五丁目50番、宗教法人清雲寺の所有です。この像は、目尻が上がり、頬が締まった理知的な顔立ちで、衣文が流れるように的確に刻み出され、大きく垂れ下がっている形なのが宋元風であり、全高66センチと小柄ながら、南北朝時代の作風を色濃く示している典型的な事例です。

2件目は、平成19年度に史跡指定した横須賀市光の丘2568番地に所在する、かろうと山古墳からの出土品です。現在は横須賀市が所有者として、深田台95番地の横須賀市自然人文博物館に収蔵しています。かろうと山古墳は三浦半島で最後に築造された古墳である可能性が高いと考えられています。古墳はたび重なる盗掘を受けたとされていますが、残されていた遺物からは装飾太刀を含む多数の金銅製品が副葬されていたことが判明しており、被葬者は極めて有力な首長だったことがわかります。

出土品は、刀の破片、柄巻、鏃の破片など、総数75点に及びますが、中でも特に注目されるのが資料の写真の右端にあります金銅で装飾されたのみ状の鉄製品です。のみ状の鉄製品は全国で14例が確認されていますが、金銅製の装飾を有するのはこの出土品のみとなっています。写真の左側の3点は、弓の両端のつるをかける弓筈という部分の出土品になります。これらの出土品は7世紀前半代において、西日本、さらには渡来系集団と密接な関係にあった有力首長が三浦半島最後の古墳の被葬者であった可能性を示しています。

以上、2件の諮問に対する文化財専門審議会からの答申は来年2月上旬を予定しています。答申の結果に基づき、当委員会において指定についてのご審議をいただき、新指定文化財を決定する予定です。

以上で、報告事項（2）の説明を終わります。

（質問なし）

報告事項（3）『学校事故について（経過報告）』

（学校保健課長）

それでは、報告事項（3）『学校事故について』経過のご報告をご説明いたします。

本件は、平成25年8月16日の教育委員会臨時会で最初に報告いたしました学校事故の第16回目の経過報告になります。

平成24年9月19日に発生した学校事故に関しまして、示談前ではありますが、平成28年11月に療養に必要な経費の一部を損害賠償金の内払いとして4万75円お支払いいたしました。これにより、これまでにお支払いした損害賠償金の内払いの総額は235万1,801円となります。

本件は、本年第4回市議会定例会教育福祉常任委員会で報告させていただきました。事故の概要及び事故後の経過につきましては、資料下段に参考として記載させていただいております。

今後とも学校と連携し、誠意を持って丁寧に対応してまいります。

以上で、『学校事故について（経過報告の説明）』を終わらせていただきます。

（質問なし）

報告事項（４）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

（学校保健課長）

それでは、報告事項（４）中学校完全給食実施に向けた検討状況についてご報告いたします。

お手元の資料１、市議会及び各検討組織等における検討状況についての（１）開催状況についてです。

10月の教育委員会定例会以降の開催状況になりますが、11月7日の平成28年度第2回の総合教育会議、11月17日の中学校完全給食推進本部の第3回会議において検討状況を報告し、ご意見などをいただきました。

また、12月8日には市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会において検討状況を報告し、ご審議をいただきました。

次に、（２）質問・意見等についてです。

まず、ア、中学校完全給食推進本部の第3回会議においては、①にありますように、小学校の近隣から給食調理に関する苦情はあるかという質問や、②にありますように給食センターが迷惑施設と捉えられるようなこともあるのかという質問などをいただき、記載のとおり回答いたしました。

③は小学校と中学校ではどの程度昼食の開始時間が異なるのかという質問をいただき、20分程度ずれてくると回答いたしました。

次に、イ、中学校完全給食実施等検討特別委員会での意見についてです。こちらはその後ご報告いたします調査業務委託や今後のスケジュール説明などに対し、多くの意見をいただいております。後ほど参考にご覧いただければと思います。

次に、2、横須賀市立中学校完全給食実施方式の検討に係る調査業務委託についてご報告いたします。

（１）事業者との打ち合わせ内容についてです。

まず、ア、第1回の打ち合わせについてですが、①につきましては仕様書に記載のある給食実施に係るスケジュール及び給食開始時期の内容について質問がありましたので、実施方式決定後から給食開始までのプロセス及び給食開始時期を実施方式ごとに設定することを確認しました。

また、②につきましては、校舎内に給食室や昇降機を設置し、普通教室が不足するような場合に、普通教室を増築するということまで想定する必要があるかについて協議し、そこまでの想定は不要ということになりました。

③につきましては、自校方式の給食室と同様、給食センターについても鉄筋コンクリート、鉄骨、軽量鉄骨の構造について、それぞれ試算することを設定していましたが、事業者からは、給食センターを軽量鉄骨で建設することが、

耐久性や耐用年数等の観点から想定しづらいとの話がありましたので、仮に想定から除外する場合にはその理由を整理し、現実的でないことを示してもらうことになりました。

④の既存校舎を増築してエレベーターを整備する場合には、校舎内における既存不適格が遡及されます。その場合、給食室の整備以外に校舎内の既存不適格部分の改修費用等が発生するため、該当する場合には試算することにいたしました。

2ページをお開きください。

ただいまご説明いたしました既存不適格についてですが、注1に記載しましたとおり、建築時には適法に建てられた建築物ではあるものの、その後、法令の改正などによって現行の法令に対して不適格な部分が生じている状態のことです。そのような状態の建築物の増築などを行う際には、原則として既存不適格部分についての改修と対応が必要となります。

また、⑤については親子方式について、調査業務の仕様書の中では、小学校の既存校舎の改修は増床を伴わない範囲でという条件設定をしていたことについて、既存の給食室の増築も検討すべきとの意見がありましたので、事業者既存校舎の改修だけでは対応できない場合、既存校舎の増築を検討することは可能であるかについて相談しましたが、既存校舎の改修で対応できない学校数が現時点では確認できていないこともあり、引き続き協議しているところです。

⑥は中学校の現地調査を1日当たり2から3校で実施するとしたこと。

⑦はセンター方式における給食センターの位置を10月中に想定場所として指定することを事業者へ伝えたものです。その際、エリアで指定するよりは具体的な場所を示したほうがよいとの意見をもらいました。

⑧につきましては、初期費用を算出する際、建物は平米単価で、厨房機器は機器ごとの単価及び台数で算出するとのことですが、さまざまなパターンをある程度想定できるように、できるだけ詳しい積算根拠を示すよう依頼しました。

次に、イ、第2回の打ち合わせについてです。

まず、①のエレベーターについては、既存校舎の外側にエレベーター棟を新設して接続するパターンと、既存校舎内を改修してエレベーターを設置する増築とならないパターンが考えられますが、外側に増築をする場合には、校舎内における既存不適格が遡及されるため、改修等の概算金額を調査することを確認しました。

また、②の既存不適格については、敷地内に既存校舎とは別棟で増築する場合と既存校舎と一棟で増築する場合に応じて調査することを確認しました。

③につきましては、日影規制などについては机上で調査することを確認しました。

④につきましては、推進本部での検討を経て、センター方式については給食センター1カ所の場合は旧平作小学校で、2カ所の場合は旧上の台中学校と、もう1カ所は想定する用地がないために、北部エリアで想定することを伝えました。なお、用途地域の課題を含め、状況を踏まえ、想定場所での実現性が低いと思われる場合には給食センターを建設可能な用途地域のエリアで想定して検討することとしました。

次に、⑤についてですが、現在の給食の衛生管理基準では、下の注2にありますように、給食室をドライシステムといって床に水が落ちない構造の施設・設備、機械器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステムの導入に努めることとされています。また、給食室内の各部屋は部屋単位で区分することとされています。しかし、既存の小学校給食室は古い施設が多く、ドライ化や部屋単位の区分がされていない施設がほとんどのため、親子方式の改修に当たっての工程として、ドライ化を前提とするかについて確認しました。

給食室をドライ化する場合、床、壁、天井の改修、厨房機器を一旦撤去することが必要となるため、工事期間が長くなり、小学校の給食提供をとめる必要が出ること、また部屋単位で区分ということにより、ほとんどの給食室で増床となるとの指摘があり、ドライ化の要否については教育委員会で他都市の事例等も再度調査し、回答することにしました。

また、現在、事業者と内容を確認しているため、資料には記載していませんが、12月1日にも打ち合わせを行いました。内容としましては、小学校の給食室の増築に関する調査について引き続き協議したほか、調査結果のまとめ方、資料の体裁等について協議しました。

また、12月13日にも事業者と打ち合わせを行い、中学校の現地調査結果などの資料について協議をしました。

3ページをご覧ください。

次に、(2)現地調査についてです。

ア、実施期間に記載のとおり、平成28年11月1日から11月24日までの間、1日2校から3校を調査し、中学校全23校の調査を行いました。

イ、主な調査内容については記載のとおり、自校方式の場合の給食室の設置場所や、センター方式、親子方式の場合の荷受け室の設置場所、各方式共通での敷地内の車両運搬経路、校舎内の配膳車等の運搬経路、エレベーターまたは小荷物昇降機の設置場所などに関する調査を行いました。

最後に、3、今後のスケジュールについてです。

平成29年2月10日が調査委託の中間報告期限で、3月10日が調査委託の最終報告の期限となります。それを受けて、平成29年第1回市議会定例会で調査結果の報告を行うとともに、並行して各検討組織に調査結果を報告し、実施方式

について議論をした上で、実施方式（案）を決定していきたいと考えています。検討の進捗状況や実施方式案の決定時期によりますが、実施方式が決定しましたら、決定した実施方式に必要な基本計画策定等の事務を開始していきたいと考えています。

以上で報告事項（４）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』の説明を終わらせていただきます。

（森武委員）

今、いろいろ調査されているということなので、具体的なことは構わないのですけれども、1点教えてほしいのが、何度もこの説明の中で出てきました既存不適格なのですけれども、理由はよくわかるのですけれども、具体的にどういふ部分が既存不適格になっているかというのが、業者との打ち合わせの中で何か把握されていることがあれば、教えていただければと思うのですけれども。

（学校保健課長）

1つには、例えば消防の報知器の設備の関係であったり、階段の手すりをつける、つけないの関係ですとか、そういった部分があると、基本的には調査自体にも市の建築のほうの所管の職員も一緒に同行していただきまして、全てはちょっと行けなかったのですけれども、業者と確認をしながら、現場では業者にいろいろ見てもらいましたので、そのあたりを含めて、最終的には調査結果として報告が上がってくるというふうに考えております。

（森武委員）

今お聞きした理由、報知器の話とかが出ましたけれども、安全にかかわる部分の法改正が、古くから建っているということで既存不適格であれば、それは給食の問題とは別に学校の施設改修において少しずつ適合するようにはしておかないといけない課題かなと思ったので、今回の調査でそういうものがまた出てくれば、それは学校保健課というより学校管理課なのかもしれませんけれども、必要なものは年度をかけて適用していかないといけないのかなと思った次第です。

（小柳委員）

少し大きな視点と小さな視点があるのですけれども、小さなほうから申し上げたほうがいいかな。言葉の問題でちょっとわからないところを教えていただきたいのですけれども、「既存不適格が遡及される」という言葉が時々出てきたのですけれども、これはどういう意味ですか。

(学校保健課長)

今、森武委員からもご質問、ご意見いただきましたとおり、既存の不適合部分が出る場合には、いわゆる遡及するというのは、その部分をきちんと改修をするという趣旨で遡及という言葉を使っています。

(小柳委員)

改修をするという意味ですね。

(学校保健課長)

はい。

(小柳委員)

「遡及」というのは、改修によって、さかのぼって何かが有効になる意味でしょうか。

(学校保健課長)

さかのぼって適用するために改修をするという趣旨というふうに私は認識しております。法律がその前の段階で変わって、その状態にちゃんと合うように改修をするという趣旨というふうに、言葉としては理解をしております。

(小柳委員)

わかりました、ありがとうございます。

(学校管理課長)

既存不適合の遡及というのは、今、学校保健課長のお話にありましたとおり、建てた当時は適法で建てていまして、その後何年かたった間に、当然、建築基準法とか消防法が変わっていく可能性がある。そういう状況の中で、現在、現行の法令では合っていない状態ではある。現行の法に合っていない場合に既存不適合という言葉を使っています。今後、この建物に何か大規模な改修、増築を行うときには、その建物一棟を、現在の法律に合わせて直すということをして直すという意味になります。

(小柳委員)

ありがとうございます。

それから、あともう1つは少し大きな視点ですが、今回の学校給食の大きな目的で、「食育」や「楽しい給食」というところがあると思います。このときに、

給食をつくる場所というのを生徒たちが見学できたら楽しいのかなと、それからあるいは食育になるのかなというふうに思っています。

費用の面もいろいろあるとは思いますが、今の学校給食は、学校の中でも閉鎖的というか、特に衛生面が大切なので、なかなか生徒が入れない、ちょっとのぞけない空気があるので、何かもし可能であれば、生徒たちが将来、見学できるように、具体的な方策はわからないですけれども、そういったものも一緒に考えていただくと、食育の面からも、子どもたちの食べ物に対する興味を持たせるという面からもいいのかなと思っていますので、ちょっとご検討いただきたいなと思います。

(学校保健課長)

他都市の事例等を見ましても、近年新たに整備をしているような、例えば給食センターのような建物ですと、今、小柳委員おっしゃったような、給食の調理をしているところがちゃんと見られる、そしてそこにもいろいろ説明するようなコーナーもあつたりと、そういったところを食育につなげているというような事例も確かにございますので、そういった部分も今回、実施方式を検討する中での1つの、メリット・デメリットというのは整備していく中で、当然出てくる部分だと思っておりますし、自校方式で現在、確かに給食室は衛生管理面では閉鎖的ではございますが、子どもたちと毎日ではないにしても、調理員も直接接するような、教室にも調理員に来ていただくケースもあつたり、いろいろな方式によってそれぞれ食育につながるメリットがあると思いますので、そういった部分もしっかり整理をして、実施方式を考えていくときにはそういった部分も検討の対象としていきたいというふうに考えております。

(小柳委員)

よろしく申し上げます。

(荒川委員長)

では、私から1点よろしいでしょうか。現地調査のときにその会社の方が来られて、そのときに校舎のことをよくご存じの学校管理課の方とかもご同行されたり、あるいは学校で校舎配置図などを用意したと思うんですけれども、実際に校長先生、教頭先生などがその学校の現地調査の方々と話し合うような機会みたいなものはあつたのでしょうか。教えてください。

(学校保健課長)

調査につきましては、事前に図面などの資料は一式、先にもう事業者のほう

にお渡しをし、内容を一度確認をしていただき、そのほかに業者なりにいろいろ周辺地図ですとか、あと航空写真なんかも含めて状況は事前に確認した上で現地に行きました。

学校現場では、私たち学校保健課の職員と、それから学校管理課の施設を管理する職員と、それから全てではございませんが、市長部局の建築を所管する職員と、それから事業者というメンバーで現地を視察する。その際に、特に学校の、例えば校長先生や教頭先生とお話しするという場合は、今回は設定はしてございません。あくまでもこの施設の配置状況ですとか、それから建物の中の使用の状況、建築物の細かい中身の状況等を現地で確認したという調査になっています。

(荒川委員長)

そうですか、わかりました。ありがとうございます。

報告事項（５）『横須賀市表現運動・ダンス発表会の開催報告について』

(スポーツ課長)

スポーツ課から、報告事項（５）、横須賀市表現運動・ダンス発表会の開催のご報告をさせていただきます。

11月12日土曜日に、第34回横須賀市表現運動・ダンス発表会を総合体育会館メインアリーナで開催いたしました。小学校4校、中学校3校、高等学校1校、計8校、約450名が出演し、来場者合わせて約1,000名の方にお越しいただきました。

子どもたちは、最初は緊張の面持ちでしたが、曲が流れ始めると仲間とともにリズムを合わせ、大勢の観客の前で授業・学校行事の成果を体いっぱいに表示いたしました。今回は、ことし10月に横須賀盛り上げ大使に就任された本市出身のEXILEメンバー、橘ケンチさん、EXILE TETSUYAさんからプレゼントされた横須賀オリジナルダンスを、総合高等学校ダンス部が披露いたしました。迫力あるダンスに会場も大盛り上がり。子どもたちも大きな刺激を受けたようです。今後、横須賀オリジナルダンスがたくさんの子どもたちに広がっていくよう努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、開閉会式への出席もあわせ、ご支援・ご協力いただいたこと、まことにありがとうございました。

スポーツ課から報告は以上でございます。

(質問なし)

報告事項(6)『横須賀美術館企画展「第69回児童生徒造形作品展」の開催について』

(美術館運営課長)

それでは、『横須賀美術館企画展「第69回児童生徒造形作品展」の開催について』説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料、報告事項(6)をご覧ください。

資料2、会期ですが年明け1月12日木曜日から30日月曜日までの19日間としています。

3、観覧料は無料です。

4、主催ですが、記載の3者共催になります。

5、概要ですが、この展覧会は豊かな心を持ち、意欲的な表現や自分らしい工夫のできる子どもたちの育成を目指し、教育委員会と小・中・高校が連携し、研究を重ねてきた成果の一部を発表するものです。平成20年度の第1回から会場を横須賀美術館に移し、さらに広く横須賀市の造形教育の取り組みを公開して、理解を得られるよう美術館も協力してきました。また、子どもたちが保護者とともに当館の所蔵作品を観覧できるよう、保護者無料招待券を配布し、本物の美術に触れる機会も提供した展覧会としています。今年度も市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、ろう学校、養護学校の児童生徒の平面作品や立体作品、共同作品など、約3,000点を展示いたします。

6、関連事業としまして、1月14日土曜日に小学生を対象とした、造形作家佐藤藤さんのワークショップを、また1月25日水曜日に市立学校関係者を対象とした造形教育研究発表会・講演会の開催を予定しています。詳しくはチラシを添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問)

(小柳委員)

今日は意外と時間が早く終わりましたので、ちょっとさかのぼって質問したいことがあるんですが、まずこのパブリック・コメントの先ほどの小中学校の適正規模の点についてなんですけれども、よろしいでしょうか。

このご意見をたくさんいただいて、すごく参考になるというか、我々も真剣に受けとめないといけないご意見があると思います。一方また、ここに、右側に書いてある考え方という考え方も、これはなるほどなと納得できるような考え方が述べられていると思います。

ただ、これ、いわゆる教育論というのはいろいろな意見がありますので、この考え方というの、これは先ほど発表されるということ、公開されるということだったんですけれども、教育委員会の考え方として、もう公開することなんですか。こちらの右側のね。表のこちらの右側にある考え方、対応というところには、もう教育委員会の正式な、公式な回答というか、意見として公開することなんですか。

(教育政策担当課長)

こちらのほうは、発表するというか、ホームページ等で、公開する予定でございます。

(小柳委員)

これに関しては、我々の意見も踏まえた上で発表するという建前になっているんでしょうか。我々というか、教育委員を含めて。

(教育政策担当課長)

何かもし文言等ございましたら、言っていただければ訂正、修正等も含めて考えていきたいと思えます。

(小柳委員)

先生方、いかがでしょう。それでいいのかどうかは私の一存では。

(荒川委員長)

まず、じゃ、小柳先生、何か気になるところとか。

(小柳委員)

いやいや、今この場で討論するということではないんですが、やはり先ほど申し上げたとおり、教育論とかいろいろなご意見、例えば、ここに書いてある

ように、豊かな人間関係を築くためには、社会性を身につけるためには、多くの人と接したほうが良いと言う人もいれば、学年によっては、そんなにいろいろな人とがちゃがちゃ会わないでというような教育論もないわけではないと思うんです。私立中学校、中高一貫校とかに至ると、逆にもう6年間ずっとそんなに変わらない人間関係の中で勉強していく、それも良いというような考え方があるわけなので、恐らくほかの委員の先生方もご意見はいろいろあるんじゃないかと思うんですが。

(教育政策担当課長)

今回は、あくまでもこの改定版の素案についてのパブリック・コメントをしたものでございます。ですので、素案についてのこの私どもの考え方を示したものであるということで、回答をしております。

(荒川委員長)

では、ということであれば、この対応についてのところにも何か意見があれば、反映させていただくようなチャンスがあるというような捉えでよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

もしご意見があるのでしたら、訂正することは今、可能でございます。

(荒川委員長)

ということですが、今この場でというと、なかなかむずかしいように思いますが。

(森武委員)

パブリック・コメントの対応というのは、多分、規則でいろいろ決まっていると思うのですが、その中で、一応この素案があって、それを今回、教育委員会の定例会の場でご報告されているので、この場で訂正をされないの以後で訂正したものを公表されるということになれば、それではここでの報告は何だったのだという話にもなるかと思うので、本来であればこの議案が送られてきてから今日までの間にいろいろ意見を調整して、この場で意見を言われて、それで修正されるというのが、筋としては正しいのかなと思うのですが、そのあたりは課としてはどうなのですか。

(教育政策担当課長)

私どもとしてもそう思っております。

(三浦委員)

ちょっとそれを言われると私たち、苦しいんですけども。こんな短期間に全部見切れません。

これ、素案ですから、もう一回、委員会あるいは別のところにもう一回するんですよね。

(教育政策担当課長)

予定でございますが、まずパブリック・コメント手続、1月の中旬に公表する予定でおります。そして、1月の定例会、20日でしたか。

(荒川委員長)

はい。

(教育政策担当課長)

そちらで素案を議案として提出いたしまして、それで審議をしていただきたいと思っております。今回のパブリック・コメントでは、素案に関しての変更に至るようなご意見は見受けられませんでしたので、素案については変更をしない予定でございますが、その前に私どものほうで検討部会を行いますので、そこでこの素案を改定版として検討してから、1月の定例会で審議していただく予定でございます。

(荒川委員長)

はい、ということですから。

(森武委員)

小柳委員がおっしゃったのは、今回公表される意見に関する考え方（対応）のところ、多分、何か意見があればということだと私は理解したので、それであれば、今日ここで話しきれないとだめだと思っておりますけれども、素案自体はまだ正式に議論する場があるので、素案の中身については多分これから、パブリック・コメントをかけているので、大幅に変わるということはないでしょうけれども、文言の修正はあると思っておりますけれども、今回ご報告された趣旨は、このパブリック・コメントに対する回答をこのようにしていいかということでご報告されていると思っておりますので、そこについての何かご意見があれば、

今言っていた方がいいのかなと思うのですけれども。

(小柳委員)

パブリック・コメントのこの発表の仕方というのは、必ずパブリック・コメントの意見に対して回答のような、これ、何か比較されていると、右側が公式な教育委員会としての回答みたいなイメージを持たれる方がほとんどかなというか、逆に課長のほうもそういうふうにお考えのような気もしたんですが、それでいいのかなというのがちょっと自分的に疑問だったので。

かなり大切な、本質的なところなので、パブリック・コメントの意見が出てすぐその場でぱっと回答できるような、公式のものとして発表していいものかどうか。後で議論したら、教育委員会として、いやちょっと最善の考え方として述べたのと違うようなことになったとかいうことに、後から見た人からすると、変遷があったとか、何か最初に言ったものと違うじゃないかとか、言われかねないのかなという懸念がちょっと。

(教育政策担当課長)

これまで審議会を通してこちらの素案はつくってまいりました。その中で、審議会の委員さんたちの考え方、そのところで審議されたことを踏まえて、回答したものでございます。

(荒川委員長)

私もこの対応のところについては、やっぱり広く考えられて、お答えなども十分に整理されているなというふうには思いましたけれども、またそれについてお考えのことも、いや、ここはこうした方がいいんじゃないかというのがもしあれば、じゃ、この場で。

(小柳委員)

この場ではちょっとさすがに私も、自分の個人的な意見というのは、やはりいろいろな論文も読んだ上でないと、こういう公式の場では軽々には発言できないと思っていますので、逆に言うと、この考え方（対応）という捉え方を、これが公式な教育委員会の回答ではないというようなことにしていくというのは難しいんですか。

(教育政策担当課長)

それはちょっと難しいと思います。

(小柳委員)

そうなんですか、そういうものなんですか。パブリック・コメント、これを募集した期間が10月11日から11月9日までで、集計をとって、これ、統計をとってからまだ1カ月もたたないうちに、要するにその間に教育委員会の定例会もやっていないうちに、教育委員としての公式な考え方をばんと公表できるものなんですか。

(教育政策担当課長)

私どもとしては、要はこの市立小中学校の適正規模及び配置に関する基本方針、こちらのほうの改定版の素案を、これまでずっと積み上げて今日までまいった中でのその考え方を、パブリック・コメントでいただいたご意見に対して反映しているのです。そういうつもりでこれに回答しております。

(荒川委員長)

いかがでしょう。

(三浦委員)

要するに、教育委員会の公式というふうになりますと、この委員会でもう逐一にみんなチェックしているんだという、普通は皆さん、捉えると思いますよ。だけれども、実はそれはまだ行われていない。だけれども、別の委員会で問題を諮るということ、そこをちょっとどこかに明記していただくのはできないでしょうか。

(小柳委員)

そんなに急がないといけない事案、結構緊急なものなんですか。

(教育政策担当課長)

予定といたしましては1月の中旬にこちらを公表する予定でございますので、次の定例会はこの改定版についての審議のつもりでございました。もしご意見等のやりとりを、皆さんでということになると、その間に会議がないので、どうしたらいいのかということなのですが。

(青木教育長)

懇談にしてください。

委員長 懇談に入ることを宣言

委員長 懇談を解くことを宣言

(三浦委員)

ちょっと確認したいんですけれども、このパブリック・コメントへの回答は、委員会で作られていって、もまれたというお話ですけれども、その委員会のメンバーは外部の委員も入ったそういう委員会だったのでしょうか。

(教育政策担当課長)

こちらは事務局のほうで案をつくっています。

(三浦委員)

わかりました。

(小柳委員)

もう1件は、この前のダンス発表会の件です。先ほどスポーツ課長のほうから横須賀オリジナルダンスを広めていきたいと。私も見せていただいて、すごく格好いいなと思ったんですけれども、小学校向けのもっと簡易版を先生方で何か工夫してつくっていただいたらよろしいのかなというような気持ちでおりますので、ご検討いただければと思います。

(スポーツ課長)

委員のおっしゃるとおりで、曲の中でも難しさはあるというふうに思いますので、子どもたちが扱いやすいような形でさまざまな工夫をということで、小学校の体育研究会、中学校の保健体育研究会にもお願いしながら、さまざまな形でオリジナルがそのままの形ではないところがあっても、いろいろな部分で活用させていただきたいというふうに考えております。

(森武委員)

先ほど私も聞きそびれたところがあったのですけれども、総合高校のダンス部の方に踊っていただいて、私も見せていただいたのですけれども、例えばそういうものを、権利関係というのか、許可をいただいて、広く市民の方が見られるような場所に公開するようなことというのは考えられているのかと、もしあれば教えていただけますでしょうか。

(スポーツ課長)

政策推進のほうの担当課のほうで、推進部のほうが行っておりますので、そ

ちらも広く市民の方にお披露目するということもございまして、学校教育だけでなく横須賀市としてオリジナルダンスを広めていくということも考えにあると思います。

(森武委員)

昨今、使い方を間違えれば問題になりますけれども、例えば広く自由なところで見られる、名前を具体的に言うと、例えばユーチューブのようなものとか、そういうような動画サイトのようなものでも公開できるようなものがあれば、広く公開していただければ、市民の方が気軽に見られるのではないかなと思ったので、もしそういうことが可能であれば、教育委員会だけで無理であれば、市長部局とも連携してご検討いただければなと思います。

(荒川委員長)

では、その旨お願いしたいと思います。

日程第3については、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成28年12月16日（金） 午前11時5分

横須賀市教育委員会

委員長 荒川 由美子